

たまだいら保育園の民営化について (ガイドライン)

令和2年3月

日野市子ども部保育課

1. ガイドラインの目的

日野市では、平成 13 年度以降、認可・認可外の種別を問わず、保育施設の新設を継続的に支援し、受入枠の拡大に努めてまいりました。令和元年度当初までで 35 の施設を新設したほか、施設の定員増に取り組み、2,423 人分の定員を拡大しました。待機児童数は平成 29 年 4 月時点では 252 人まで増加したものの、受け入れ枠の拡大に努めてきたことで、平成 31 年 4 月時点の待機児童数を 46 人にまで減らすことが出来ました。

子育て家庭への支援事業は保育園の整備のみならず、在宅で子育てをしている方への支援、発達障害など配慮が必要な子どもたちへの支援、子ども家庭支援センターや児童館等で実施している事業など多岐にわたり、市民の幅広いニーズに応じていくためには、経営資源の最適配分を図っていく必要があります。

日野市では財政難が続く一方で、扶助費の増加、老朽化した公共施設の建替え・改修など、大きな財政負担を伴う行政課題が山積しています。このような課題解決を図るため、平成29年 3 月に第 5 次日野市行財政改革大綱を策定し、厳しい財政状況を見据えた行財政改革の取り組みを進めているところです。

公立保育園の運営は、0～2 歳児の住民税課税世帯からの利用者負担額（保育料）を除き、その他の世帯の利用者負担額や運営費等を全額市税で賄っております。一方、民間保育園については、利用者負担額や運営費等に係る国・都の負担制度があるため、市の財政負担は大幅に軽減されています。そのため、公立保育園 1 園を民営化することで、民間保育園 2 園分の運営費を賄うことが可能となります。今後も安定した保育所運営をしていくためにも、公立保育園の民営化は避けて通ることのできない課題です。

公立保育園の民営化を進めるに当たって、保護者の理解と協力は欠かせません。民営化により保育環境が変化することによる子どもへの影響や、保護者の不安を解消し、円滑な民営化を図るため、民営化に関して必要な基本的事項を定めたガイドラインを策定することとしました。

このガイドラインはたまだいら保育園の民営化に適用しますが、本ガイドラインを今後の公立保育園民営化にあたっての基礎とし、見直し・検討を行いながら引き継いでいきます。

2. 民営化の進め方

- ①保育環境が変化することによる子どもへの影響、負担軽減を最大限に重視して、民営化に取り組みます。
- ②民営化にあたっては、本ガイドラインを基本とし、保護者への十分な情報提供を

行うとともに、保護者の意見・要望を伺いながら実施します。

- ③民営化にあたっては、保護者に新たな費用負担が発生しないように努め、新たな費用負担が生じる場合には、市と保護者と事業者の三者で協議し、相互理解のうえ、決定していきます。

3. 委託事業者の選定方法

- ①優良な事業者を確保するため、社会福祉法人を対象とした公募を行います。応募がない場合は、事業者の範囲について別途検討します。
- ②事業者の公募方法及び選定方法は、「たまだいら保育園民営化事業者公募要領」で定めます。公募要領は、保護者と協議するとともに学識経験者の意見を取り入れて作成します。
- ③多くの事業者が公募に参加するための周知に努め、委託事業者が複数事業者の中から選定できるように最大限の努力を行います。
- ④事業者の選定をするための委員会を組織し、委員にはたまだいら保育園の保護者代表（2名）、学識経験者、民生児童委員、公立保育園園長職を含めることとします。

4. 運営事業者の条件

- （1）保育の質や経営の安定性を確保するため、事業者には、以下の事項を遵守することを求めます。
 - ①「保育所保育指針」に基づく保育内容を基本とし、子どもの発達を尊重し支援する保育を実施すること。
 - ②保育所の運営にあたっては、関係法令及び都・市の指導を遵守すること。
（参考）保育事業者が遵守すべき関係法令
 - ③職員研修等の人材育成を積極的に行い、専門知識や経験、意欲のある質の高い職員を確保すること。
 - ④園長及び主任保育士は常勤・専任とし、管理職としての資質・能力と経験を有する者とする。
 - ⑤事業運営においての健全性や透明性を確保し、安定的・継続的に保育園運営を行うこと。
 - ⑥職員による給食の施設内調理、食物アレルギー対応を行うこと。
 - ⑦障害児保育や地域の子育て支援に積極的に取り組むこと。
 - ⑧保育の質の向上やサービス改善に向け、第三者評価制度の積極的活用や苦情処理制度の整備を行うこと。
 - ⑨保育園の開所時間は午前7時から午後6時までを基本とすること。
 - ⑩延長保育時間は午後6時から最低1時間以上とすること
 - ⑪休園日は日曜日、国民の休日に関する法律に定める休日、12月29日から翌年の1月3日までの日とすること

⑫定員は 130 名とし、職員配置は日野市の職員配置基準に準じること。定員内訳については市と協議の上、決定すること。

⑬延長保育料、その他市が認める実費以外の負担を保護者に求めないこと。費用の徴収を行うときは保護者の理解を得てから実施すること。

(2) 公立保育園の運営を引き継ぎ、保育環境の変化による負担を最小限とするため、事業者には以下の事項を誠実に履行することを求めます。

①子どもたちへの負担、影響を最小限にし、子どもたちや保護者と事業者の信頼関係を構築後に民営化を実施するため、民営化の 1 年前からたまだいら保育園に園長予定者及び、各クラスに民営化後の担任予定者を配置し、引継ぎを開始すること。また、必要に応じて調理員についても、引継ぎのために勤務に入ること。

②民営化開始直後に保育内容が激変しないよう、事業の引継ぎを行うこと。

※市は、従前実施していた事業・行事を継続するよう指導するとともに、円滑な移行に向け、必要な支援や調整、改善・指導を行います。

③三者協議会を通じて、保護者の意見を傾聴し、引継ぎ計画に反映し、不安の解消に努めること。

④民営化後の子ども達の様子や園の運営状況を確認するため、市の調査や聞き取りに応じ、それに伴う指導等に従うこと。

⑤民営化を進めるにあたっては、保育内容の引継ぎ体制や問題点について話し合うための保護者・市・事業者で構成する三者協議会に参加し、子どもたちへの負担軽減や保護者との信頼関係の構築に努め、円滑な引継ぎを図ること。民営化実施後も、三者のいずれかの要望があった場合には三者協議会を開催すること。

5. 事業者の公表

事業者の決定はたまだいら保育園の保護者及び広く市民に公表し、民営化の移行まで 1 年以上の期間を確保するよう努めます。

6. 民営化の進行管理について

①三者協議会において、事業の引継ぎが予定通りに実施されているかどうかについて、進捗状況の確認を行います。

②運営事業者の職員採用状況を把握し、問題が生じていないかどうか確認していきます。

③民営化の実施に関して問題が発生した場合は改善・指導を行い、解決を図ります。

7. 民営化後の指導・監督について

①園の運営及び保育内容等について、必要に応じて指導及び監督を行います。

②保育士等の研修その他の人材育成について積極的支援を行います。

③三者による話し合いに基づく合意事項が確実に実施されているか逐次確認するとともに、問題が発生した場合は調整に入り、必要に応じて改善・指導を行います。

- ④民営化後３年以内に福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を事業者に義務付け、第三者の視点により民営化園の評価を行います。この評価はインターネット等で広く公開するものとし、情報の開示に努めていきます。

8. 転園を希望する場合について

たまだいら保育園在籍児が、他の市内保育園へ転園を希望する場合は以下の方法で優先措置を行います。

- 1) 時期 令和３～５年度にたまだいら保育園から転園を希望する場合、優先措置を実施します。
- 2) 方法 利用調整指数に１０点を加点します。
- 3) 対象 以下の２点をいずれにも該当するたまだいら保育園在籍児です。
 - ①現に介助員を必要としている。
 - ②令和４年度（民営化）以降に卒園予定。

4) 転園申請の際の注意事項

- ①転園申請を提出しても、必ず転園が決定することではありません（転園希望先の保育園に募集枠がない場合など）。転園が決定しなかった場合は引き続きたまだいら保育園に在籍となります。
- ②転園が決定した場合は、いかなる理由があっても転園決定を取り消すことは出来ません。転園決定後にたまだいら保育園へ戻ることを希望する場合は、再度、転園申請の提出が必要です。その際は、優先措置の対象としません。
- ③在園児以外の兄弟姉妹については優先措置の対象としません。

(参考) 保育事業者が遵守すべき関係法令 ※全てを網羅しているわけではありません。

【運営関係】

1	平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」
2	平成24年3月30日東京都規則第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
3	平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」
4	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」
5	昭和23年3月31日政令第74号「児童福祉法施行令」
6	昭和23年3月31日厚生省令第11号「児童福祉法施行規則」
7	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」
8	平成12年3月30日児発第295号通知「保育所の設置認可等について」
9	平成13年3月30日雇児保第10号通知「地方公共団体が設置する保育所に係る委託について」
10	平成10年2月13日児保第3号通知「保育所への入所の円滑化について」
11	平成14年12月25日雇児発第1225008号通知「児童福祉施設最低基準の一部改正について」
12	平成23年9月2日厚生労働省令第112号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の基準を定める省令」
13	平成23年9月2日厚生労働省告示第314号「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第4条の規定に基づく厚生労働大臣が指定する地域」
14	昭和26年3月29日法律第45号「社会福祉法」
15	平成12年6月7日障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号通知「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」
16	平成14年3月19日13福総監第917号「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情対応の仕組みについて（指針）」
17	平成13年7月23日雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号通知「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」
18	昭和22年4月7日法律第49号「労働基準法」
19	昭和22年8月30日厚生省令第23号「労働基準法施行規則」
20	平成5年6月18日法律第76号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」
21	平成3年5月15日法律第76号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」
22	平成3年10月15日労働省令第25号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」
23	平成3年12月20日基発第712号通知「育児休業制度の労働基準法上の取扱いについて」
24	平成28年8月2日雇児発0802第3号「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」

25	昭和47年7月1日法律第113号「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」
26	平成27年9月3日府子本第254号、雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」
27	平成27年9月3日府子本第255号、雇児保発0903第1号「「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の取扱いについて」
28	昭和47年6月8日法律第57号「労働安全衛生法」
29	昭和47年8月19日政令第318号「労働安全衛生法施行令」
30	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」
31	平成7年10月27日法律第123号「建築物の耐震改修の促進に関する法律」
32	平成7年12月22日政令第429号「建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令」
33	昭和32年6月15日法律第177号「水道法」
34	昭和32年12月12日政令第336号「水道法施行令」
35	昭和32年12月14日厚生省令第45号「水道法施行規則」
36	平成8年7月19日社援施第116号通知「社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について」
37	昭和23年7月24日法律第186号「消防法」
38	昭和36年3月25日政令第37号「消防法施行令」
39	昭和36年4月1日自治省令第6号「消防法施行規則」
40	昭和62年9月18日社施第107号通知「社会福祉施設における防火安全対策の強化について」
41	平成12年12月22日条例第202号「東京都震災対策条例」
42	平成13年4月6日消防庁告示第2号「東京都震災条例に基づく事業所防災計画に関する告示」
43	昭和55年1月16日社施第5号通知「社会福祉施設における地震防災応急計画の作成について」
44	昭和48年4月13日社施第59号通知「社会福祉施設における火災防止対策の強化について」
45	昭和58年12月17日社施第121号通知「社会福祉施設における防災対策の強化について」
46	平成13年6月15日雇児総発第402号通知「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」
47	平成28年9月15日雇児総発0915第1号通知「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について」
48	昭和24年6月4日法律第193号「水防法」
49	平成12年5月8日 法律第57号「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

【保育内容関係】

1	昭和22年12月12日法律第164号「児童福祉法」
2	平成24年3月30日東京都条例第43号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」

3	平成24年3月30日東京都条例第47号「東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則」
4	平成10年3月31日9福子推第1047号「保育所設置認可等事務取扱要綱」
5	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」
6	平成30年3月30日子保発0330第2号「保育所保育指針の適用に関しての留意事項について」
7	平成12年4月25日児発第471号「児童福祉行政指導監査の実施について」
8	平成12年5月24日法律第82号「児童虐待の防止等に関する法律」
9	平成10年2月18日児発第85号「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」
10	平成10年4月9日児発第302号「保育所分園の設置運営について」
11	平成17年6月17日法律第63号「食育基本法」
12	平成16年3月29日雇児保発第0329001号「保育所における食を通じた子どもの健全育成（いわゆる食育）に関する取組の推進について」
13	平成27年3月31日雇児発0331第1号、障発0331第16号「児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について」
14	平成28年4月1日雇児保発0401第1号「「第3次食育推進基本計画」に基づく保育所における食育の推進について」
15	平成27年3月31日雇児母発0331第1号「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」
16	平成27年3月31日、厚生労働省告示第199号「食事による栄養摂取量の基準」
17	平成13年8月1日雇児総発第36号「児童福祉施設等における衛生管理及び食中毒予防の徹底について」
18	平成9年3月31日社援施第65号「社会福祉施設における衛生管理について」
19	平成9年6月30日児企第16号「児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について」
20	昭和47年9月30日労働省令第32号「労働安全衛生規則」
21	昭和41年7月27日児発第470号「児童福祉施設等における赤痢対策の推進について」
22	昭和39年8月1日児発第669号「児童福祉施設等における衛生管理の強化について」
23	平成9年8月8日社援施第117号「社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について」
24	平成8年6月18日社援施第97号「社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について」
25	平成8年8月8日児企第26号「腸管出血性大腸菌感染症の指定伝染病への指定等に伴う保育所等における対応について」
26	平成14年8月2日法律第103号「健康増進法」
27	平成15年5月1日規則第153号「健康増進法施行細則」
28	昭和28年10月20日条例第111号「食品製造業等取締条例」

29	昭和28年11月1日規則第183号「食品製造業等取締条例施行規則」
30	平成20年3月7日雇児総発第0307001号、社援基発0307001号、障企発第0307001号、老計発第0307001号「社会福祉施設等における食品の安全確保等について」
31	平成8年7月25日社援施第117号「社会福祉施設における保存食の保存期間等について」
32	平成10年2月18日児発第86号「保育所における調理業務の委託について」
33	平成22年6月1日雇児発0601第4号「保育所における食事の提供について」
34	昭和33年4月10日法律第56号「学校保健安全法」
35	昭和33年6月10日政令第174号「学校保健安全法施行令」
36	昭和33年6月13日文部省令第18号「学校保健安全法施行規則」
37	昭和58年4月21日児発第284号「保育所における嘱託歯科医の設置について」
38	平成31年3月29日東京都条例第50号「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」
39	平成31年2月28日子発0228第2号「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」
40	平成31年2月28日子発0228第3号「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」
41	平成17年2月22日雇児発第0222001号「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」
42	平成16年1月20日雇児発第0120001号、障発第0120005号「児童福祉施設等における衛生管理等について」
43	平成28年3月23日27福保子保第3650号「保育施設における睡眠中の事故防止及び救急対応策の徹底について（通知）」
44	昭和46年7月31日児発第418号「児童福祉施設における事故防止について」
45	平成29年6月16日雇児保発0616第1号「保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について」
46	昭和57年7月2日57福児母第353号「保育所における事故防止について」
47	平成29年11月10日府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号、子子発1110第1号、子家発1110第1号「特定教育・保育施設等における事故の報告等について」
48	平成27年3月27日26福保子保第2984号「特定教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」
49	平成13年6月15日雇児総発第402号「児童福祉施設等における児童の安全の確保について」
50	平成28年3月31日府子本第191号・27文科初第1788号・雇児総発0331第6号・雇児職発0331第1号・雇児福発0331第2号・雇児保発0331第2号「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」
51	令和元年5月21日交規. 施第966号「子供を交通事故から守るための緊急的な取り組みへの

	協力依頼について」
--	-----------

【会計関係】

1	平成27年9月3日府子本第254号・雇児発0903第6号「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」
2	平成27年9月3日府子本第255号・雇児保発0903第1号「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の取扱いについて」
3	平成27年9月3日府子本第256号・雇児保発0903第2号「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』の運用等について」
4	平成12年3月30日児発第295号「保育所の設置認可等について」
5	平成28年4月28日付28福保子保第404号「『子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について』に係る都内私立保育所における取扱いについて」